

福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 10 号

福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成30年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 福島市営住宅等条例第16条第1項及び同条第2項の所得の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
- (4) 福島市営住宅等条例第17条の家賃の減免若しくは徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実の審査又はその申請に対する応答に関する事務

第7条に次の4号を加える。

- (5) 福島市営住宅等条例第43条第1項の明渡しの請求に関する事務
- (6) 福島市営住宅等条例第67条第1項の地域優良賃貸住宅の明渡しの請求に関する事務

(7) 福島市営住宅等条例第75条の子育て定住支援賃貸住宅家賃の減免若しくは徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実の審査又はその申請に対する応答に関する事務

(8) 福島市営住宅等条例第77条第1項の子育て定住支援賃貸住宅の明渡しの請求に関する事務  
第8条を削る。

第9条中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加える。

第13条第2号イ中「障害児の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「（昭和25年法律第123号）」を加え、同条第3号オ中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成17年法律第123号）」を加える。

第16条第2号中「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加え、同条第3号ア中「所得税法」の次に「（昭和40法律第33号）」を加える。

第18条中「第2の8の項」を「第2の7の項」に改める。

第20条第3号中「児童扶養手当法施行規則」の次に「（昭和36年厚生省令第51号）」を加える。

第24条第3号中「法律施行規則」の次に「（平成19年厚生労働省令第129号）」を加える。

第33条第1号キ中「寡婦福祉法」の次に「（昭和39年法律第129号）」を加え、同号コ中「要保護外国人等に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の次に「（平成16年法律第166号）」を加える。

第34条第1号ア中「第3種住宅入居者等」という。）の次に「及び福島市営住宅等条例第59条第1項の地域優良賃貸住宅の入居者又は同居者（以下この条において「地域優良賃貸住宅入居者等」という。）並びに福島市営住宅等条例第69条第1項の子育て定住支援賃貸住宅の入居者又は同居者（以下この条において「子育て定住支援賃貸住宅入居者等」という。）」を加え、同号イ及びウ中「第3種住宅入居者等」の次に「及び地域

優良賃貸住宅入居者等並びに子育て定住支援賃貸住宅入居者等」を加え、同条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 福島市営住宅等条例第16条第1項及び同条第2項の所得の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 子育て定住支援賃貸住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
  - イ 子育て定住支援賃貸住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
  - ウ 子育て定住支援賃貸住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
- (4) 福島市営住宅等条例第17条の家賃の減免若しくは徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実の審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 第3種住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
  - イ 第3種住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
  - ウ 第3種住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報

第34条に次の4号を加える。

- (5) 福島市営住宅等条例第43条第1項の明渡しの請求に関する事務 前号に掲げる情報
- (6) 福島市営住宅等条例第67条第1項の地域優良賃貸住宅の明渡しの請求に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 地域優良賃貸住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
  - イ 地域優良賃貸住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福

祉手帳の交付に関する情報

ウ 地域優良賃貸住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

エ 地域優良賃貸住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報

(7) 福島市営住宅等条例第75条の家賃減免若しくは徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実の審査又はその申請に対する応答に関する事務 第3号に掲げる情報

(8) 福島市営住宅等条例第77条第1項の子育て定住支援賃貸住宅の明渡しの請求に関する事務 第3号に掲げる情報

第35条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。